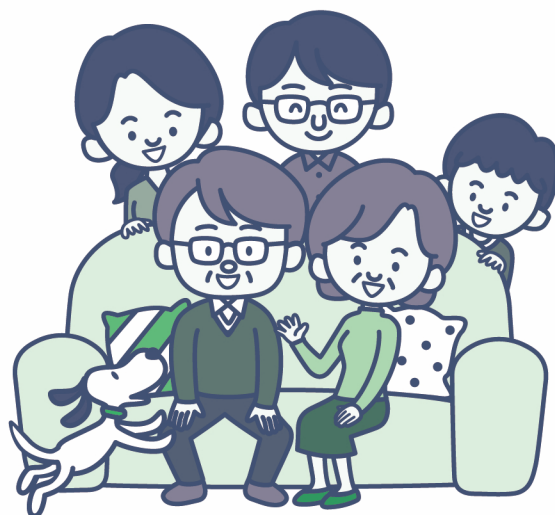


FUJIFILM 2022年度 商品パンフレット保存版

富士フイルムグループ団体保険のご案内

お得な
保険料最大 **43.3%**の
割引適用！

従業員の皆さまとご家族の安心に！

<年に一度、保険の見直しをしませんか？>

【申込締切日】 **2022**年**2**月**2**日(水)

【申込方法】

1 前年同条件で継続



お手続きは不要です。

2 新規・変更・脱退



以下はインターネットでのお手続きとなります。



- ・団体損害保険（三井住友海上）
- ・社員グループ保険・積立年金保険（日本生命）

お手続きは FFBX ホームページから

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

※お申込みの際には、P5 および別冊の重要事項説明書等を必ずお読みください。

富士フィルムグループの団体保険制度について

会社の福利厚生制度の一環として運営されている【富士フィルムグループ社員】のための保険制度です。
 スケールメリットを生かした制度で加入できる様々な商品をご用意しております。
 ご家族皆さままでご加入をご検討ください。

団体保険のメリット

- ① 団体保険として各種割引が適用されたお得な保険料
- ② 退職後も継続可能※
- ③ ご家族の方の加入も可能※
- ④ ライフイベントの変更に応じた見直しが可能
- ⑤ お申込み、お手続きが簡単
 →保険料のお支払いは給与天引き
 →ご加入にあたり医師の診査は不要

※一部商品により異なります。


お取り扱い商品

日常のリスクに対応するあらゆる商品を取りそろえて皆さまのニーズにお応えします。

保険募集期間にお手続きいただける商品

団体損害保険 三井住友海上火災


各種の損害に備える保険



ケガ保険 病気保険
 賠償保険 携行品保険
 ゴルファー向け保険
 長期収入サポートプラン

医療保険 アクサ生命


病気やケガに備える保険



入院保障保険

いのちの保険 日本生命


万一の死亡・所定の高度障がいに対応する保険



社員グループ保険
 (団体用生命保険)

積立保険 日本生命

財産形成や老後に備える保険




積立年金保険

通年お手続きいただける商品

自動車保険 三井住友海上火災・東京海上日動火災

自動車の保険



GK くるまの保険
 トータルアシスト

火災保険/地震保険 三井住友海上火災


住まいの保険



GK すまいの保険

医療保険 アフラック


病気やケガに備える保険



医療保険
 がん保険

ペット保険 アニコム損保

ペットの保険



どうぶつ健保

2022年度の主な改定について

① 団体損害保険 (三井住友海上)

ケガ保険 就業中対象外 3Aプラン } を廃止します。
 24時間補償 3Cプラン }
 現在3Aプランご加入の方は2Aプラン、3Cプランご加入の方は2Cプランに読み替えて自動継続となります。

② 社員グループ保険 (日本生命)

こども特約を新設します。
 本人が加入の場合、配偶者だけでなくこどももご加入いただけます。

申込書によるお手続き

以下の商品は申込書によるお手続きとなります。新規ご加入を希望される方は申込書を送付いたしますので、FFBX 保険 SC までご連絡ください。
 ・入院保障保険プライム 60 (アクサ生命)

インターネットによるお手続き

以下の商品はインターネットによるお手続きとなります。
 ① 団体損害保険 (三井住友海上)
 ② 社員グループ保険 (日本生命)
 ③ 積立年金保険 (日本生命)
 ……パソコン可・スマホ可。
 お勤め先によってインターネット手続きをご利用いただけない場合があります。
 詳細は「インターネット手続きのご案内」を参照のうえご利用ください。

手続きサイトの入り口

①～③いずれも、富士フィルムビジネスエキスパート (FFBX) のホームページ (以下、HP) ※内の「保険メニューのご案内」ページよりアクセスし、お手続きください。

<https://sp-jp.fujifilm.com/insurance/index.html>

【ご注意】

※① (団体損害保険) のお手続きの際、ブラウザソフトは必ず「Internet Explorer」を使用して、FFBX の HP へアクセスしてください。

※①～③いずれも直接保険会社のサイトへアクセスした場合は認証されません。必ず FFBX の HP よりアクセスください。

STEP 1

Internet Explorer を起動し、検索サイトで「FFBX」の HP を検索

FFBX 検索

STEP 2

保険メニューのご案内をクリック



STEP 3

- ① 富士フィルムグループ団体保険制度 お手続きは、こちら>> 募集締切日：2月2日
- ② 社員グループ保険 (日本生命) の新規申込み・変更・照会はこちら
- ③ 富士フィルムグループ 積立年金保険 (日本生命) の新規申し込み・変更・照会はこちら!

※スマホでお手続きの場合

STEP1・2の代わりに、以下より、STEP3へ



保険金・給付金のインターネット手続きについて

- 保険金・給付金のお手続きも HP より連絡、依頼ができます。
- 団体損害保険 (三井住友海上) は専用 WEB サイトで以下のことが可能です。
 (ご利用には条件があります)
 ○ケガ保険/病気保険/携行品保険は事故の連絡から保険金請求まで完結ができます。
 詳細は同封の三井住友海上「保険金請求 WEB システム」をご参照のうえご利用ください。



給付金のお手続きページ

ケガ保険
 病気保険
 賠償保険
 携行品保険
 ゴルファー向け保険
 サポートプラン
 長期収入
 社員グループ保険
 医療保険
 積立年金

富士フィルムグループ団体保険 商品一覧

富士フィルムグループにお勤めの皆さまとご家族さまだけが加入いただける制度です。

保険種類	プラン	保険料 割引率等	保障(補償) 対象地域	加入対象者 (被保険者となれる方)	加入年齢 (保険始期日時点)	退職後の継続	保険始期 (契約日)	保険終期	保険料払込方法 (給与天引き)	ネット 手続き	お手続き方法				
											新規加入	変更	脱退(解約)	変更なし	
各種の損害に 備える保険	団体損害保険 (引受保険会社 三井住友海上火災)	ケガ保険	43.3%	国内外問わず	本人および家族 一部本人のみ	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可 一部プラン 変更要	2022年 4月21日 午後4時	2023年 4月21日 午後4時	6月給与から	○ 保険募集 期間のみ	● 団体募集期間 インターネット ● 団体募集期間以外 FFBX 保険 SC へ お問い合わせください。			
		病気保険	37%	*2	本人および家族	生後15日以上~79才 親介護一時金・休業補 償は20才~89才	◎ 団体割引で 継続可								
		賠償保険	37%*1	*4	本人 (家族*5は自動対象)	◎ 団体割引で 継続可									
		携行品保険	37%*1	国内外問わず	本人 (ファミリータイプ有)	◎ 団体割引で 継続可									
		ゴルファー向け保険	6E、6D 6A、6B	37%*1	*6	本人および家族	◎ 団体割引で 継続可								
			6F	37%*1	*7	本人	◎ 団体割引で 継続可								
長期収入サポートプラン		30%	国内外問わず	本人	15才~59才	×									
万一の死亡・ 所定の 高度障がい に備える保険	社員グループ保険 (引受保険会社 日本生命)	団体取扱	国内外問わず	本人および家族	本人 14歳6カ月超*70歳6カ月以下 (75歳6カ月まで継続可) ※配偶者は満18歳以上*10 子ども 2歳6カ月超22歳6カ月以下	△ 詳細は別冊 P41・P53 をご確認 ください。	2022年 4月1日	2023年 3月31日	4月給与から	○ 保険募集 期間のみ *8	インターネット				
病気やケガに 備える保険	入院保障保険 (プライム 60) (引受保険会社 アクサ生命)	約3%	国内外問わず	本人および家族*9	0歳~70歳	○ 個別扱いで 継続可	2022年 5月1日	一生涯の保障 (一部の特約 は10年更新)	4月給与から	×	FFBX 保険 SCへご連 絡ください。 申込書を送 付します。	FFBX 保険 SC へ お問い合わせくだ さい。			
財産形成や 老後に 備える保険	積立年金保険 (引受保険会社 日本生命)	団体取扱	国内外問わず	本人	満15歳~満58歳	×	2022年 5月1日	最終回の年金 支払日・全額 一時金支払日 に終了。	月払:4月給与から 賞与払:夏の賞与から	○ 保険募集 期間のみ *8	インターネット	FFBX 保険 SCへお問 い合わせくだ さい。			
通年お手続き いただける商品	病気やケガに 備える保険	医療保険 (引受保険会社 アフラック)	団体取扱	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳~85歳	○ 個別扱いで 継続可	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は除く)	保険契約日の 当月給与から	×	FFBX 保 険 SC へ ご連絡く ださい。 申込書 を送付し ます。	FFBX 保 険 SC へ お問 い合わせくだ さい。		
		がん保険 (引受保険会社 アフラック)	約0.9%	国内外問わず	本人および 二等親以内の家族	0歳~85歳	○ 個別扱いで 継続可	随時	一生涯の保障 (一部の保障・ 特約は10年更新)	保険契約日の 当月給与から	×				
	自動車の保険	自動車保険 (引受保険会社 三井住友海上火災・ 東京海上日動火災)	35.0% *11,12	国内のみ	本人および家族	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	○					
	住まいの保険	火災保険/地震保険 (引受保険会社 三井住友海上火災)	10% (火災保険のみ)	国内のみ	本人および家族	制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険始期月の 2ヵ月後給与から	×					
	ペットの保険	ペット保険 どうぶつ健保 (引受保険会社 アニコム損保)	月払10% 年払3%	国内のみ	本人および家族 (保険の対象 犬・猫)	犬・猫 制限 なし	◎ 団体割引で 継続可	随時	保険期間開始月の 2ヵ月後より 口座振替	×					

*1 傷害死亡・後遺障害、傷害入院、傷害通院、傷害手術は43.3%
*2 基本補償、親介護は国内外問わず、先進医療は国内で先進医療を受けた場合のみ対象
*3 親介護一時金・休業補償は基本補償の被保険者本人の親(姻族含む)
*4 傷害死亡・後遺障害、日常生活賠償は国内外問わず(一部国内のみ補償(注))、
受託物賠償は国内で借りたもののみ対象(注)
(注)詳細は別冊P11、P12をご参照ください。

*5 賠償保険の対象となる家族とは本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、
本人または配偶者と同居の未婚の子(詳細は別冊P25の1.(1)をご参照ください。)
*6 ゴルファー賠償責任補償・傷害補償・用品補償は国内外問わず、ホールインワ
ン・アルバトロス費用補償は国内のみ補償
*7 傷害死亡・後遺障害は国内外問わず、ホールインワン・アルバトロス費用補償
は国内のみ補償

*8 加入内容照会は通年で可能
*9 対象となる被保険者は、本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族
(子ども、父母)
*10 令和4年4月1日時点で満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場
合でも加入いただけます。
*11 2022年3月1日始期~2023年2月28日始期の契約は、団体割引35%
が適用されます。団体割引は、富士フィルムグループ全体のお引受実績に応じ

て毎年3月1日に見直されます。
*12 団体扱の対象となる方の範囲(契約者・記名被保険者・車両所有者等)や団体
扱特約失効時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。
[注意] この表示は各社保険商品の概要を示したものであり、参考情報として提供す
るものです。商品の詳細はパンフレット・契約概要等を必ずご確認ください。
また、ご不明な点については代理店・扱者または引受保険会社までお問い合
わせください。

お手続きは不要です。

- ケガ保険
- 病気保険
- 賠償保険
- 携行品保険
- ゴルファー向け保険
- 長期収入サポートプラン
- 社員グループ保険
- 医療保険
- 積立年金

お手続きの注意点

1. ご加入／ご継続にあたっての留意点

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

2. 募集締切後の脱退（解約）

社員グループ保険について、募集締切（2022年2月2日）後の中途脱退（死亡時、退職時は除く）は原則できません。 P15 < Q8 > もご確認ください。

3. 病気保険（団体損害保険）について

- ご継続加入の方は原因発生日（発病日）が2022年4月21日午後4時以前、あるいは入院開始日が2022年4月21日午後4時以前のお支払いについては、旧ご加入条件でのお支払いとなります。
- 原因発生日（発病日）時点でのご加入のない場合は、お支払いの対象とならないことがあります。
- 病気保険は年齢によって保険料が変わりますので、必ずP9～10で保険料をご確認ください。

- 病気保険では、疾病・症状一覧表（加入申込票記入例および別冊P39～40）のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入は、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いしない条件でのご加入となります。
- ご継続加入の場合、2020年4月21日始期以前のご契約において疾病・症状一覧表（同上）のA欄に該当する保険金支払歴のある疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象になりません。
- 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただける場合があります。但し、これまでに医師に悪性新生物（がん※上皮内新生物を含む）と診断されたことがある場合は対象外です。（詳細は別冊P36～P38「健康状況告知書ご記入のご案内」「健康状況告知書質問事項」をご確認ください。）

4. 長期収入サポートプランについて

- 長期収入サポートプランでは、疾病・症状一覧表（加入申込票記入例および別冊P39～40）のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入は、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いしない条件でのご加入となります。
- 長期収入サポートプランは年齢によって保険料が変わりますので、必ずP13で保険料をご確認ください。

5. パンフレットについて

商品パンフレットと別冊（重要事項説明書）は、必ずセットで1年間保管ください。

お勤め先が富士フィルムグループ資本から外れた場合のお取扱い

本制度は富士フィルムグループの福利厚生であるため、お勤め先が何らかの理由により富士フィルムグループの資本外となった場合は契約の継続は出来ません。脱退等のお手続きは富士フィルムビジネスエキスパートよりご案内いたします。

（アクサ生命、アフラックの医療保険、がん保険、自動車保険、火災保険、ペット保険は個人契約へ移行し継続可能です。）

ご退職時のお手続き

●退職後の継続の可否について

継続可能

- 団体損害保険（長期収入サポートプラン以外）
- 社員グループ保険（定年および会社都合による退職者に限る。）
- アクサ生命
- アフラック
- 自動車保険
- 火災保険
- ペット保険

退職により終了

- 長期収入サポートプラン
- 積立年金保険

●退職後継続のお取扱いについて

団体契約または
団体扱いで継続

- 団体損害保険（長期収入サポートプランを除く）
- 社員グループ保険（退職事由による）
- 自動車保険
- 火災保険
- ペット保険

※翌年からは富士フィルムグループOB団体として、口座引落（団体損害保険は半年払い、自動車保険・火災保険は年払い）で継続が可能です。なお、社員グループ保険は退職後継続保障制度へ移行となります。

個人扱いで継続

- アクサ生命
 - アフラック
- ※団体割引が適用外となるため、一般保険料（個別保険料）での継続となります。

●退職手続きのながれ

ご退職時にお手続きが必要な方に対し、富士フィルムビジネスエキスパート(株)保険サービスセンターより手続書類をお送りいたします。

保険種類・内容等により、当年の残り保険期間相当分の保険料を一括でお支払いしていただく場合があります。

ケガ
保険

病気
保険

携行
品保
険

保
険
引
換

サ
ポ
ー
ト
プ
ラ
ン

保
険
引
換

医
療
保
険

積
立
年
金
保
険



割引率
43.3%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人および家族	*○	P1~P2

※一部プラン変更要

補償内容	ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。
改定のご案内	昨年度3Aセット・3Cセットにご加入の方は、今年度、補償内容に変更がありますので、ご確認ください。(昨年度3Aセット→今年度3A廃止・2Aへ移行、昨年度3Cセット→今年度3C廃止・2Cへ移行)

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入できます。(複数プランの加入はできません。)

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガもお支払いができます。



就業中対象外

被保険者になれる方：社員本人のみ

		1A	2A
傷害入院保険金日額	ケガの日から180日以内 180日限度	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額	ケガの日から180日以内 90日限度	3,500円	7,000円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍		
傷害死亡・後遺障害保険金額	ケガの日から180日以内	255万円	510万円
月額保険料（年令にかかわらず）		840円	1,670円

1A～2Aプランは社員本人のみご加入できます。お仕事の事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途上の事故はお支払いの対象となります。

*社員とは、富士フイルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。

24時間補償

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
*家族の範囲は15ページ（Q1）をご確認ください。

		1B	2B	1C	2C
傷害入院保険金日額	ケガの日から180日以内 180日限度	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額	ケガの日から180日以内 90日限度	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				
傷害死亡・後遺障害保険金額	ケガの日から180日以内	240万円	480万円	240万円	480万円
月額保険料（年令にかかわらず）		780円	1,550円	1,120円	2,240円

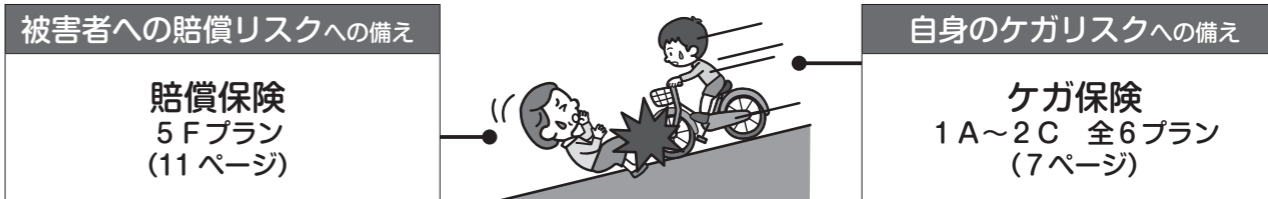
●上記は職種級別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

Pickup!

自転車に乗る方必見！

自転車事故リスクへの備え

自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。



自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、高額な賠償金を支払わなければならない場合もあります。

このような問題を踏まえ、地域によって**自転車条例**が制定され始めました。

自転車に乗る方は、**賠償責任保険へ加入**し、しっかり準備していく必要があります。

制定されている都道府県（一部）	東京都	埼玉県	神奈川県	他
	大阪府	静岡県	京都府	

賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故 **9,521** 万円の賠償判決

判決事例	男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決) 一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故」より
-------------	--

賠償保険（5F）への加入で

1億円まで補償！ さらに示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受します。

●賠償保険（5Fプラン）の保険金額、保険料は11ページをご覧ください。

！ ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限ります。 ①長管骨 ^(注) または脊柱 ②長管骨 ^(注) に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）ただし長管骨 ^(注) を含めギプス等の固定具を装着した場合に限ります。③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。 (注)上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

ケガ保険
病氣保険
携行品保険
ゴルフ向け保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ保険
医療保険
積立年金

病気保険 基本補償



割引率
37%

補償内容 病気による入院・手術・退院後の通院*等を補償します。*8E、8I、8Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族* (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。)
*家族の範囲は15ページ(Q1)をご確認ください。

下表は1口ご加入の場合の保険金額です。2口ご加入の場合は、*の保険金を除き、保険金額が2倍となります。

加入限度口数	2口		8E		8I		8H		8F	
疾病入院保険金日額	病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度		5,000円		5,000円		3,000円		3,000円	
疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍									
疾病手術費用保険金	100万円限度 ※2口お申込みの場合も100万円限度									
疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍									
疾病入院時一時金額	5万円		5万円		5万円		5万円		5万円	
疾病長期入院時保険金額	10万円(入院90日ごと) ※2口お申込みの場合も10万円									
疾病退院時一時金額	5万円		-		-		-		-	
疾病通院保険金日額	退院した日の翌日から180日以内 30日限度		3,000円		3,000円		3,000円		-	
葬祭費用保険金額	150万円		-		-		-		-	

		月額保険料							
プラン		8E		8I		8H		8F	
加入口数		1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口
2022.4.21 時点の年令 【年令別】 月額保険料	生後15日以上～4才	820円	1,610円	670円	1,310円	480円	930円	460円	890円
	5～9才	550円	1,060円	520円	1,000円	380円	720円	370円	700円
	10～14才	320円	600円	290円	540円	220円	400円	210円	380円
	15～19才	360円	670円	310円	570円	230円	410円	220円	390円
	20～24才	550円	1,020円	480円	880円	350円	620円	340円	600円
	25～29才	810円	1,480円	740円	1,340円	550円	960円	530円	920円
	30～34才	1,050円	1,920円	960円	1,740円	710円	1,240円	690円	1,200円
	35～39才	1,130円	2,060円	1,010円	1,820円	760円	1,320円	730円	1,260円
	40～44才	1,250円	2,290円	1,050円	1,890円	790円	1,370円	740円	1,270円
	45～49才	1,620円	3,000円	1,300円	2,360円	960円	1,680円	890円	1,540円
	50～54才	2,310円	4,270円	1,800円	3,250円	1,340円	2,330円	1,220円	2,090円
	55～59才	3,380円	6,190円	2,610円	4,650円	1,950円	3,330円	1,790円	3,010円
	60～64才	5,240円	9,480円	3,990円	6,980円	3,010円	5,020円	2,790円	4,580円
65～69才	8,110円	14,780円	6,070円	10,700円	4,530円	7,620円	4,200円	6,960円	
70～74才	12,120円	22,220円	8,890円	15,760円	6,600円	11,180円	6,040円	10,060円	
75～79才	19,040円	35,500円	13,570円	24,560円	9,800円	17,020円	8,940円	15,300円	



ご注意点	
疾病手術費用保険金	手術日以降の入院中の治療費等の実費をお支払いします。ただし公的医療保険制度等による給付や、加害者からの損害賠償金は除かれます。
疾病退院時一時金	疾病入院の状態が14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が365日を超えた場合にお支払いします。
告知に該当する場合のお引受について	「病気保険」では、疾病・症状一覧表(加入申込票記入例および別冊P39～40)のA欄に該当する方の新規加入はお引受できません。またB欄に該当する方の新規加入につきましては、その疾病と同一疾病群の疾病および医学上因果関係のある疾病はお支払いの対象外です。

●「特定の疾病・症候群について保険金をお支払いしない条件付でご加入されている方」は、別冊P37を必ずご確認ください。

病気保険 オプション

病気保険の基本補償にご加入の方のみのオプションです。

+先進医療費用保険金

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数	1口	S
先進医療費用保険金額		1,000万円
月額保険料		50円

+親介護一時金・休業補償

特約被保険者(介護対象者)になれる方：基本補償の被保険者本人*の親(姻族含む)

*特約区分「2休業補償」「3一時金+休業補償」への加入は社員本人のみに限ります。ご家族の方はご加入いただけません。
下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

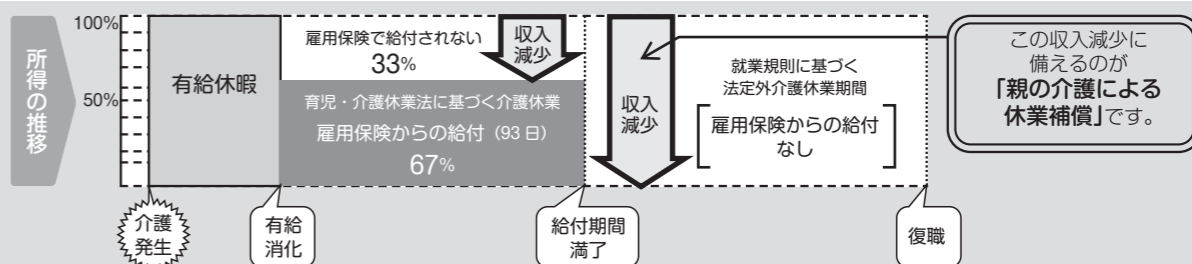
加入限度口数	3口	K2		
特約区分	1 一時金	2 休業補償	3 一時金+休業補償	
親介護一時金額	100万円	-	100万円	
フランチイズ 期間：30日				
親の介護による休業補償保険金額	-	10万円	10万円	
免責期間：93日 てん補期間：9か月				

2022.4.21 時点の 特約被保険者 または介護対象者 の年令	20～24才	25～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45～49才	50～54才	55～59才	60～64才	65～69才	70～74才	75～79才	80～84才	85～89才
【親の年令別】 月額保険料	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円
	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円
	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円	40円
	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円	50円
	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円
	180円	180円	180円	180円	180円	180円	180円	180円	180円	180円	180円	180円	180円	180円
	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円	420円
	950円	950円	950円	950円	950円	950円	950円	950円	950円	950円	950円	950円	950円	950円
	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円	2,120円
	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円	5,480円
	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円	11,060円

Kプランの保険料は「Kプランご加入の皆さまへ」をご確認ください。

親の介護による休業補償

要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規定を必ずご確認ください。



先進医療費用保険金

ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を実費で補償します。(治療費に加え、交通費・宿泊費も補償)

【先進医療の例】

最先端の医療 先進医療
先進医療にかかわる費用は全額自己負担です。

重粒子線治療	約 312万円
陽子線治療	約 271万円

令和2年12月3日厚生労働省「第93回先進医療会議」資料の「令和2年度先進医療技術の実績報告」より

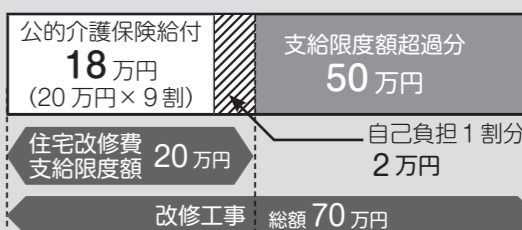
先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページをご確認ください。

親介護一時金

介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

【リフォーム費用の例】

トイレの改修	30万円
玄関・階段の手すり	10万円
浴室の改修	30万円



⇒自己負担総額 52万円

現状の公的介護制度では足りないケースも多々あります。

ケガ
保険

病気
保険

携行
品保
険

保
険

サ
ポ
ー
ト
シ
ン

保
険

医
療
保
険

積
立
年
金
険

団体総合生活補償保険（標準型）
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

賠償保険・携行品保険

割引率
37%
傷害死亡・後遺障害は43.3%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人*	○	P11~P13

*賠償対象：家族は自動対象
携行品：家族型あり

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルフアー賠償責任保険特約
ゴルフアー傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ゴルフアー向け保険

割引率
37%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
6E、6D、6A、6B 本人および家族	6F 本人	○ P14~P18

※6F以外：傷害死亡・後遺障害、傷害入院、傷害通院、傷害手術
6F：傷害死亡・後遺障害は43.3%

賠償保険 補償内容

第三者の身体・財物に損害を与えるなどして、法律上の賠償責任が生じた場合に補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ
※社員本人1名のご加入でご家族全員が補償対象となります。

	5F
日常生活賠償保険金額 示談交渉サービス付	1億円
受託物賠償責任保険金額 免責金額：5,000円	10万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガの日から180日以内 ※本人のみ対象	100万円
月額保険料	170円

●上記は職種別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

！ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 ^注 ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償 ^注 します。なお、示談交渉サービスは国内のみ対象となります。（注）詳細は別冊P11、P12をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	社員本人が日常お住まいの住居の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

社員本人1名のご加入で自動的にご家族*全員を補償！

死亡・後遺障害保険金：本人のみが補償対象
※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車に乗っていて人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを壊してしまった。



洗濯機の水を過ぎて溢れさせ、階下の他人の家具を汚してしまった。



デパートの高額商品を過ぎて壊してしまった。

携行品保険 補償内容

外出先での携行品に生じた破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：社員本人のみ

	10F	10G
補償対象者	本人	本人・ご家族*
携行品損害保険金額 免責金額：3,000円	30万円	30万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガの日から180日以内	50万円	50万円
月額保険料	160円	320円

●上記は職種別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。

！ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含む。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。お支払対象となる主な携行品、お支払対象外となる携行品について必ず別冊P13、P20をご参照ください。
天災危険補償対象外 修理不能の場合	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額がお支払限度となります。
免責金額	免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。
支払限度額	損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、保険期間通算で30万円が限度となります。通貨または乗車券等、小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

携行品に生じた破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまった。



旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。
〔盗難の場合は警察への届出が必要となります。〕

ゴルフアー向け保険

補償内容

ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打つたため、第三者に損害を与えてしまった。



ゴルフプレー中にケガをしてしまった。（*）



ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。（*）



国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。（*）

（*）ゴルフ場やゴルフ練習場でのプレー中に限ります。ホールインワン・アルバトロス費用補償の場合は、日本国内の9ホール以上を有する有料のゴルフ場でのプレー中に限ります。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。（複数プランの加入はできません。）

被保険者になれる方：6F⇒社員本人のみ 6F以外⇒社員本人・そのご家族（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）

	6F	6E	6D	6A	6B
ゴルフアー賠償責任保険金額	—	2億円	1億円	1億円	5,000万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ケガの日から180日以内	50万円	1,000万円	980万円	530万円	330万円
傷害入院保険金日額 ケガの日から180日以内 180日限度	—	15,000円	14,700円	7,950円	4,950円
傷害通院保険金日額 ケガの日から180日以内 90日限度	—	10,000円	9,800円	5,300円	3,300円
傷害手術保険金	—	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
ゴルフ用品保険金額	—	54万円	40万円	27万円	12万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	70万円	100万円	50万円	35万円	20万円
月額保険料	550円	1,140円	710円	480円	290円

●上記6Fは職種別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

！ご注意点

傷害保険金	6E、6D、6A、6B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 6F：傷害死亡・後遺障害は24時間（ゴルフ中以外も）補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限りです。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガはお支払いの対象外です。

【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルフアー向け保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。（補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。）

保険種類	地域		特徴	保険金の種類	地域		特徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中を含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルフアー賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中を含む）のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルフアー傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品（ゴルフ用品含む）に損害が生じた場合	ゴルフアー用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が生じた場合
ホールインワン・アルバトロス費用（6F）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用（6E、6D、6A、6B）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細は別冊P11～18をご覧ください。

ケガ保険
病欠保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフアー向け保険
サポートプラン
長期収入
社員グループ保険
医療保険
積立年金



割引率
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人	×	P19~P20

長期収入サポートプラン

補償内容 ケガや病気で免責期間を超えて就業障害となった場合(最長 60 才に達した日まで^(※))補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

加入限度口数 5口 最高5口までご加入いただけます。ただし、保険金額が平均月間所得額の50%以下となるような口数でお申込みください。下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

団体長期障害所得補償保険金 (1口)		A 5万円/月	
[年令別] 月額保険料	2022.4.21 時点の年令	男性	女性
		15 ~ 24 才	314 円
	25 ~ 29 才	330 円	269 円
	30 ~ 34 才	398 円	372 円
	35 ~ 39 才	492 円	524 円
	40 ~ 44 才	682 円	794 円
	45 ~ 49 才	899 円	1,042 円
	50 ~ 54 才	1,061 円	1,160 円
	55 ~ 59 才	1,010 円	992 円

●免責期間(支払対象外期間)は180日です。

「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします!!

ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します!

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長 60 才に達した日まで^(※)の長期間の補償を提供します。

在職中のケガや病気の就業障害については、ご退職後も補償します!

在職中のケガや病気が原因でご退職された場合には、就業障害が続く限り、最長 60 才に達した日まで^(※)補償します。

自宅療養期間中もお支払いの対象です!

入院・自宅療養^{*}に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。
^{*}医師の指示によるものに限りです。

一部復職した場合も対象です!

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

精神障害による就業障害も補償します!

精神障害による就業障害の場合のお支払い期間は最長2年になります。

現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です!

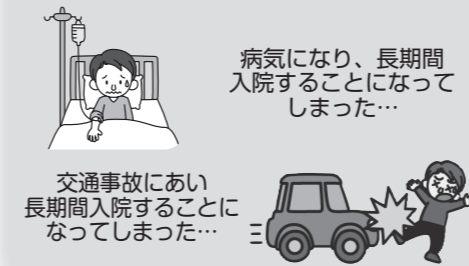
(^{*})ただし、免責期間の終了日の翌日から60才に達した日までの期間が3年に満たない場合は3年間。
 なお、60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

Pickup!

働き盛りの年代だから向き合いたい!

働けなくなるリスク

突然のケガや病気で働けなくなってしまった...



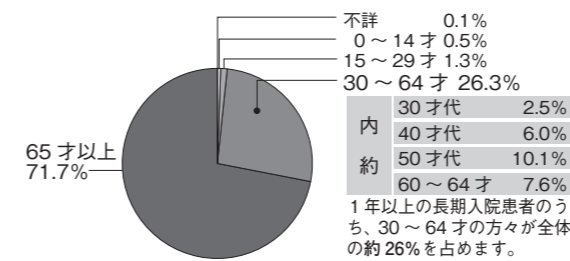
交通事故にあい長期間入院することになってしまった...

病気になり、長期間入院することになってしまった...

<働けなくなるリスクは死亡リスクに比べ深刻!>

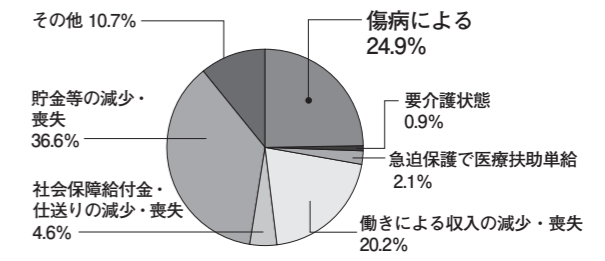
働けなくなるリスク	勤務先	死亡リスク
休業、退職により収入がストップ	勤務先	退職金、弔慰金の給付
引き続き必要	生活費	本人分は不要
引き続き必要	教育費	引き続き必要
さらに必要	医療費	本人分は不要
返済は継続	住宅ローン	団体信用生命保険により完済

1年以上の入院患者の年令構成



出典：厚生労働省(平成29年度患者調査)

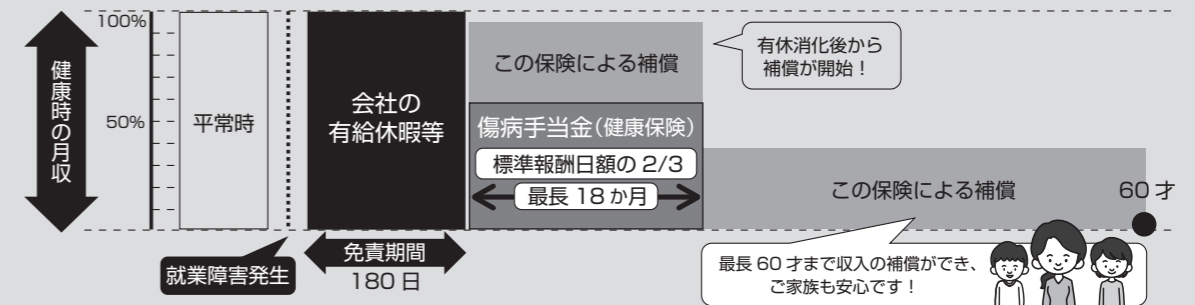
保護開始の主な理由別世帯数の構成割合



出典：厚生労働省「生活保護の被保護者調査(平成29年度(月次調査確定値))」

補償イメージ

※免責期間(支払対象外期間)終了日の翌日から起算した満了日までの期間が3年に満たない場合、てん補期間を3年とします。また精神障害による就業障害の場合のお支払い期間は最長は2年となります。



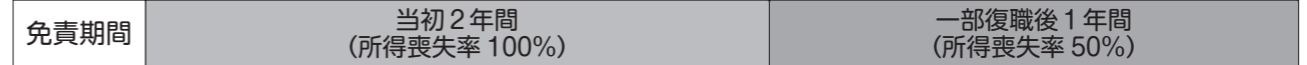
支払事例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が2年間続いた。職務復職したものの1年間は正常勤務ができず月の所得額が50%減少した(所得喪失率が50%であった)が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額(支払基礎所得額)25万円(5口加入)の場合

25万円 × 100% × 2年間 = 600万円

25万円 × 50% × 1年間 = 150万円



就業障害発生

3年間の支払総額 750万円

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
- ◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
- 【ご注意】◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
- ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

ケガ保険
病欠保険
賠償保険
携行物品保険
ゴルフ向け保険
サポートプラン
社員グループ保険
医療保険
積立年金

団体損害保険 Q & A

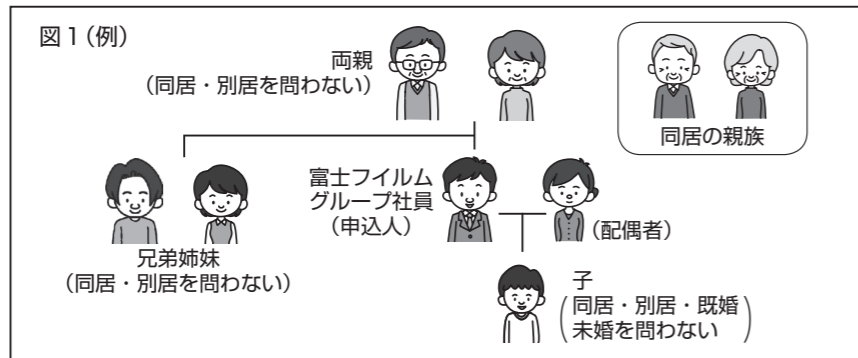
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



加入の可否

<Q1> ケガ保険、病気保険、ゴルファー向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者になれるのか？

A1 家族のうち被保険者本人になれる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員本人と同居している親族です。（図1）



<Q2> 子どもが結婚しましたが、引き続き加入できますか？

A2 加入できます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出している旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q3> 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

A3 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子ども・両親・兄弟姉妹については加入できます。（加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）
加入できる補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

<Q4> 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A4 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細は別冊P25をご覧ください。

健康状況告知

<Q5> 健康状況告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A5 「はい」となる項目があった場合でも、内容によっては新規加入、補償の増額・追加が可能です。詳細については、別冊P36～P40をご確認ください。
*ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はありません。

<Q6> 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A6 再加入時に健康状況告知へご回答いただき、その内容をもとにお引受可否を判断させていただきます。
*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。
なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルファー向け保険・ケガ保険」は告知の必要はなく、再加入は可能です。

<Q7> 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A7 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。但し、これまでに医師に悪性新生物（がん※上皮内新生物を含む）と診断されたことがある場合は対象外です。

訂正・変更

<Q8> 保険期間の途中で補償の追加、変更や解約はできますか？

A8 下記以外の口数の変更、プランの追加・脱退・変更などは受付しておりません。これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただけますようお願いいたします。
<新規加入>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員が新規加入すること。
例：社員本人が初めて団体損害保険に加入する場合
<被保険者の追加>これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。
例：社員本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合
<全部脱退>これまで、団体損害保険加入している社員がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。
<被保険者の脱退>これまで、団体損害保険加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。

【お手続きできない内容の例】

- 例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）
- 例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）
- 例：ケガ保険のプラン1Aに加入しているが、2Bに変更したい場合（プランの変更）

補償内容

<Q9> 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

A9 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返すことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガではなく、疾病扱いとなります。詳しくは別冊P21～23の「用語のご説明」をご覧ください。

<Q10> 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A10 公的医療保険の対象となるべき期間については、「病気保険」の対象となります。詳しくは別冊P3をご覧ください。

<Q11> 新型コロナウイルスに感染したのですが補償の対象となりますか？

A11 病院または診療所に入り、常に医師の管理下で治療を受けた場合は「病気保険」の対象となります。罹患者が医師の指示により臨時施設に入り診療を受けること、自宅療養する場合も含まれます。

<Q12> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A12 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含まれます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q13> 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A13 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となりません。

<Q14> 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A14 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。
なお、2020年4月21日始期以前のご契約において胃がんの入院・手術で保険金をお支払いしている場合は、翌年から、胃がんが属する疾病コードの疾病・症状（A・B欄すべて）およびそれらと医学的因果関係がある疾病・症状についてはお支払いしない条件でお引受けします。加入者証をご確認いただき、詳細については、富士フィルムビジネスエキスパートまでお問い合わせください。

<Q15> 『病気保険』、『長期収入サポートプラン』で精神的な病気も補償されますか？

A15 『病気保険』（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊P3～10の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。
『長期収入サポートプラン』は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は、補償対象です。詳細については、別冊P19～20の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

<Q16> 『携行品保険 10F』に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A16 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

<Q17> 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A17 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

<Q18> 『ゴルファー向け保険 6E』に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A18 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

<Q19> 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

A19 『病気保険』（葬祭費用保険金は除きます）・『長期サポートプラン』が生命保険料控除の対象です。

<Q20> 退職した場合、継続加入できますか？

A20 補償の種類によって、継続可否が異なります。（表1）

補償プラン		補償プラン	
ケガ保険（1A・2A）	24時間補償プラン（1B・2B・1C・2C）での継続となります。	携行品保険	このまま継続が可能です。
ケガ保険（1A・2A以外）	このまま継続が可能です。	ゴルファー向け保険	このまま継続が可能です。
病気保険	このまま継続が可能です。	長期収入サポートプラン	退職後はご継続できません。
賠償保険	このまま継続が可能です。		



社員グループ保険

団体定期保険Ⅰ 〈事務幹事〉日本生命

商品内容のご説明

※別冊 P43～46 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、別冊 P47～48 に記載の「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人 or 本人・配偶者・子ども	△	P41～48 P53～54

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～48 および P53～54 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。
原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

特色 死亡保障・所定の高度障がい保障のある掛捨て型の生命保険です。

- 1 団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料で、充実した保障を確保できます。
- 2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。
※告知に関しては、別冊P47～48に記載の「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 1年更新の保険ですので、ライフイベントの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
(ただし、健康状態等によっては新規加入および保障額を増額できない場合があります。)
- 4 ご本人さまがご加入の場合、配偶者さま・お子さまもお申込みができます。(配偶者さま・お子さまのみのお申込みはできません。)
- 5 主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※2021年8月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。
- 6 被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- 7 保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合のほか、保険金請求時の金融経済情勢等によっては、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。
※詳細についてはP21の「保険金の年金受取り(年金払特約)」をご参照ください。



保障額と保険料

年齢群団別 男女別月払保険料(概算)

(保険料の単位：円)

対象	本人														
	配偶者														
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	150万円	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円	
15歳～35歳 (S61.10.2生～ H19.10.1生)	男性	147	295	493	986	1,479	1,972	2,465	2,958	3,451	3,944	4,437	4,930	5,423	5,916
	女性	112	225	376	752	1,128	1,504	1,880	2,256	2,632	3,008	3,384	3,760	4,136	4,512
36歳～40歳 (S56.10.2生～ S61.10.1生)	男性	173	347	578	1,157	1,735	2,314	2,892	3,471	4,049	4,628	5,206	5,785	6,363	6,942
	女性	154	309	515	1,031	1,546	2,062	2,577	3,093	3,608	4,124	4,639	5,155	5,670	6,186
41歳～45歳 (S51.10.2生～ S56.10.1生)	男性	218	436	727	1,454	2,181	2,908	3,635	4,362	5,089	5,816	6,543	7,270	7,997	8,724
	女性	177	355	592	1,184	1,776	2,368	2,960	3,552	4,144	4,736	5,328	5,920	6,512	7,104
46歳～50歳 (S46.10.2生～ S51.10.1生)	男性	289	579	965	1,931	2,896	3,862	4,827	5,793	6,758	7,724	8,689	9,655	10,620	11,586
	女性	230	460	767	1,535	2,302	3,070	3,837	4,605	5,372	6,140	6,907	7,675	8,442	9,210
51歳～55歳 (S41.10.2生～ S46.10.1生)	男性	434	868	1,447	2,895	4,342	5,790	7,237	8,685	10,132	11,580	13,027	14,475	15,922	17,370
	女性	376	753	1,255	2,510	3,765	5,020	6,275	7,530	8,785	10,040	11,295	12,550	13,805	15,060
56歳～60歳 (S36.10.2生～ S41.10.1生)	男性	487	975	1,626	3,253	4,879	6,506	8,132	9,759	11,385	13,012	14,638	16,265	17,891	19,518
	女性	466	933	1,555	3,110	4,665	6,220	7,775	9,330	10,885	12,440	13,995	15,550	17,105	18,660
61歳～65歳 (S31.10.2生～ S36.10.1生)	男性	517	1,035	1,725	3,450	5,175	6,900	8,625	10,350	12,075	13,800	15,525	17,250	18,975	20,700
	女性	477	955	1,592	3,184	4,776	6,368	7,960	9,552	11,144	12,736	14,328	15,920	17,512	19,104
66歳～70歳 (S26.10.2生～ S31.10.1生)	男性	558	1,116	1,861	3,723	5,584	7,446	9,307	11,169	13,030	14,892	16,753	18,615	20,476	22,338
	女性	493	986	1,644	3,289	4,933	6,578	8,222	9,867	11,511	13,156	14,800	16,445	18,089	19,734

対象	子ども	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	300万円	400万円
保険年齢		
3歳～22歳 (H11.10.2生～ R1.10.1生)	210	280

- 保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
- <<本人・配偶者>>の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2022年4月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。<<子ども>>の保険料は1人あたりの確定保険料です。記載の保険料は、確定保険料を含め、2021年10月27日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保険金額でお申込みください。
- 上表にない保険年齢・保険金額の保険料については、FFBX 統合ビジネスサービス本部 保険サービスセンターに照会ください。

【退職時のお取扱い】

退職後のお取扱いについては、別冊P41・P53をご確認ください。

ケガ保険
病欠保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ保険
サポート
長期収入
医療保険
積立年金



社員グループ保険

団体定期保険Ⅱ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～48 および P53～54 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険金のお支払事由

[死亡保険金]……………引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

[高度障がい保険金]…引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（* 1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（* 2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（* 1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（* 2）対象となる「高度障がい状態」とは

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい（視力障がい）

- （1）視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- （3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- （1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- （2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

■保険金をお支払いしない場合等（詳細）

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（* 1）日から起算して 1 年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。（* 2）
- （* 1）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- （* 2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（* 1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（* 1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）
- したがって、原因となる傷病がご加入（* 1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入（* 1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（* 1）部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合

次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）

- ① 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合には、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき。
 - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - （エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

■「障がい」の表記

当パンフレット（社員グループ保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険
病氣保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
長期収入
サポートプラン
社員グループ保険
医療保険
積立年金



社員グループ保険

団体定期保険Ⅲ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～48 および P53～54 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■ 保険金の年金受取り(年金払特約)




万一の場合、残されたご家族の月々の生活費としても活用いただくことができます。

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※子どもを被保険者とする保険金は対象外です。

※年金基金として設定する保険金が少額の場合のほか、保険金請求時の金融経済情勢等によっては、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金受取りに関する詳細については、団体に備付けの「年金受給のしおり」を必ずご確認ください。

1 全額一時金	2 一時金+年金	3 全額年金
<p>保険金はやっぱり一時金で受取りたい。そのお金で、葬儀費用や各種ローンの支払いを済ませよう。</p> 	<p>葬儀費用のために多少は一時金で受取りたい。残った保険金は分割にして、今後の生活費や教育費にあてよう。</p> 	<p>一括受取りは個人保険でカバーできているから、全額分割受取りにして、今後の生活費を増やしたい。</p> 

【年金の種類と内容】

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身(保証期間15年)
年金の型	定額型・逓増型(年5%の単利)		
年金受取り	次のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)		
年金受取開始日	次のいずれかを選択〔2月1日、5月1日、8月1日、11月1日〕		
年金受取人が死亡された場合	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。	

- 年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

ケガ保険
 病氣保険
 携行品保険
 賠償保険
 ゴルフ向け保険
 サポートプラン
 長期収入
 社員グループ保険
 医療保険
 積立年金



医療保険 入院保障保険(プライム60)

〈(集団名) 富士フィルムホールディングス株式会社
〈(引受保険会社) アクサ生命保険株式会社

ご加入 対象	退職後 継続	別冊 ページ
本人 および 家族	○	P.55-61

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社では、富士フィルムグループのみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定しご提案させていただいております。

【推奨理由】
富士フィルムビジネスエキスパート株式会社は、富士フィルムグループの団体割引が適用されること、取扱実績が多く、迅速なサービス提供ができることを理由とする会社方針により、アクサ生命保険株式会社の「入院保障保険(プライム60)」をおすすめしております。

取扱募集代理店 富士フィルムビジネスエキスパート株式会社

入院・手術を一生保障する医療保険。特約を付加することでさらに保障が充実します。

特長 1 保険料が割安で一生上がりません。
さらに主契約の保険料が最大 50% 割引になります。

主契約の払いもどし金がないため、その分保険料は割安です。
また、無事故判定期間(5年間)内に「無事故」に該当されると、主契約の保険料が 10% 割引されます。
最大で 50% 割引になります。

詳しくはP.25~26へ

さらに アクサメディカルアシスタンスサービスをご利用いただけます。 ※ご利用いただける サービスについてはアクサ生命ホームページでご確認ください。

★すでに、アクサ生命の医療保険にご契約の方は、P.31・P.32 で現在ご契約されている保障内容をご確認ください。

■ 保障内容 **重要** 保険期間・保険料払込期間：終身

基本プラン	このようにときにお支払いします	お支払額	入院給付金日額		一生保障
			5,000円コース	10,000円コース	
入院 主契約	ガン以外の病気により入院したとき	日帰り入院*3 から保障	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	
	ケガにより入院したとき	日帰り入院*3 から保障			
	ガンにより入院したとき	日帰り入院*3 から保障			
手術 手術給付特約 手術補完給付特約*4	[手術給付特約] 手術を受けたとき (対象となる手術(88種類)*5)	何度でも保障	手術の種類に応じて、1回につき 20・10・5万円	手術の種類に応じて、1回につき 40・20・10万円	
	[手術補完給付特約] 手術または放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。	何度でも保障	手術補完給付金 手術補完給付金日額*6×5 放射線治療は 60日に1回限度	1回につき 2.5万円	
先進医療 先進医療給付特約(12)	先進医療*7による療養を受けたとき	先進医療給付金 1回の療養につき1,000万円 限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*8		
	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療一時金	1回の療養につき 15万円		
保険料を割引 無事故割引特則	無事故判定期間(5年間)内に無事故に該当されたとき		1回につき 主契約保険料の 10% を割引 最大 5回 / 50% 割引		

プラス 特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

特約Ⅰ 生活習慣病 生活習慣病入院給付特約(09) (120日型・Ⅱ型)	生活習慣病により入院したとき 【対象となる生活習慣病】 悪性新生物 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患	日帰り入院*3 から保障	生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*6×入院日数	1入院120日限度 通算1,095日限度	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	一生保障
特約Ⅱ 退院後療養 退院後療養給付特約	退院したとき (主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき)		退院後療養給付金 退院後療養給付金日額*6×5	通算10回限度	1回につき 25,000円	1回につき 50,000円	一生保障
特約Ⅲ ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養 給付特約	ガンにより化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき	入院しなくても 保障	特約化学療法給付金 特約基本給付金額	月1回 通算60ヵ月限度	1回につき 5万円		90歳まで自動更新 10年満了 1-90歳以降は 一生保障
	ガンによる疼痛などの緩和のために緩和ケアを受けたとき	入院しなくても 保障	特約緩和療養給付金 特約基本給付金額	月1回 通算60ヵ月限度	1回につき 5万円		

*3 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
 *4 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
 *5 対象となる手術(88種類)については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
 *6 手術給付金日額・手術補完給付金日額・生活習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。

*7 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。
 *8 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。
 ※先進医療給付特約(12)、無事故割引特則およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額5,000円コース、10,000円コースにかかわらず、一律記載の金額・割合となります。
 ※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは、「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ケガ保険
病欠保険
携行物品保険
賠償保険
ゴルフ保険
長期収入
社員グループ
医療保険
積立年金

先進医療 まるごとサポート

高額になりがちな「先進医療」の技術料を保障します。

先進医療給付特約 (12)

- 特長 1** 先進医療の技術料を、一生涯にわたって**全額保障***1します。
*1 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。
- 特長 2** 病院が遠方であった場合の、交通費・宿泊費などにもお使いいただける**先進医療一時金**をお受取りいただけます。

先進医療の技術料は全額自己負担です。

先進医療とは、最先端の科学技術を医療に適用した治療法のうち、厚生労働大臣が承認したものをいいます。高い治療効果が期待できる一方で、その技術料は公的医療保険が適用されず全額自己負担となるので、患者にとっては重い負担となることがあります。

お支払例

先進医療 陽子線治療
技術料 (平均額)*2: 2,700,000円の場合

先進医療給付金	2,700,000円
先進医療一時金	150,000円
合計	2,850,000円

をお支払いします。

*2 「技術料 (平均額)」は下記出典にもとづき算出 (万円未満は切り上げ) しています。(療養の種類や医療機関によっても異なります。)
出典: 令和元年12月13日中央社会保険医療協議会総会資料「令和元年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」(平成30年7月1日~令和元年6月30日の実績報告)

*上記の例は、2020年9月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は適宜見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。

さらに

安心して先進医療を受けていただくために**2つのサービス**でお客さまをサポートします。

特に高額となる重粒子線治療・陽子線治療について

お支払いの事前査定サービス

先進医療給付金などのお支払いが可能かどうかの査定を先進医療受療前に行い、結果をお客さまにご回答します。

*お支払い可否の最終判断は、先進医療受療後の請求書類にもとづき行いますので、事前査定の回答はお支払い可否を保証するものではありません。



すべての先進医療について

医療機関への直接支払いサービス

アクサ生命から医療機関へ先進医療給付金を直接お支払いします。

*医療機関への直接支払いは、お客さまから医療機関に事前にご説明いただき、医療機関の事前了解が得られていることがお取扱いの条件となります。



*本サービスのご利用にあたっては、必要書類のご提出などアクサ生命所定の要件があります。
*本サービスは、アクサ生命が提供します。サービス内容などについてご不明な点などありましたら、アクサ生命までお問い合わせください。
*サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
*先進医療給付金などのお支払いにあたっては、先進医療受療時に有効なご契約であることが条件となります。

手術保障 約1,000種類の手術を保障

これまでお支払対象とならなかった手術もお支払対象となります。

手術給付特約、手術補完給付特約

- 特長 1** 手術補完給付特約により、これまでお支払対象とならなかった**手術も保障**します。
- 特長 2** 公的医療保険制度の対象となっている**約1,000種類の手術***を保障します。
*一部保障対象外の手術があります。また、手術給付特約では公的医療保険制度対象外の一部の手術も保障します。



お支払例

入院給付金日額 5,000円コースの場合

手術 1 鼓膜切開術
「急性中耳炎」と診断され、「鼓膜切開術」を受けた場合

手術給付特約 手術補完給付特約

手術補完給付特約から**手術補完給付金 25,000円** (5,000円×5)をお支払いします。
*手術給付特約の支払対象とならない手術でも、公的医療保険制度対象の所定の手術だった場合、手術補完給付特約からお支払いします。

手術 2 虫垂切除術
「急性虫垂炎」と診断され、「虫垂切除術」を受けた場合

手術給付特約 手術補完給付特約

手術給付特約から**手術給付金 50,000円** (5,000円×10)をお支払いします。
*手術給付特約の支払対象となる手術の場合、手術補完給付金はお支払いしません。

ガンの治療 変化するガン治療にも対応

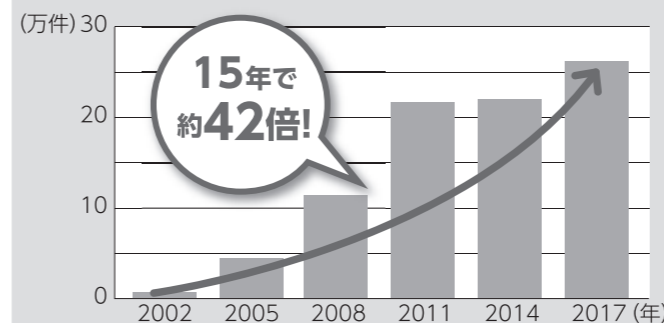
変化するガン治療のカタチにも対応します。

ガン化学療法・緩和療養給付特約

- 特長** ガンによる「**化学療法(抗がん剤治療)**」の保障はもちろん、ガンによる疼痛などの緩和を目的とした「**緩和ケア(緩和療養)**」もしっかり保障します。

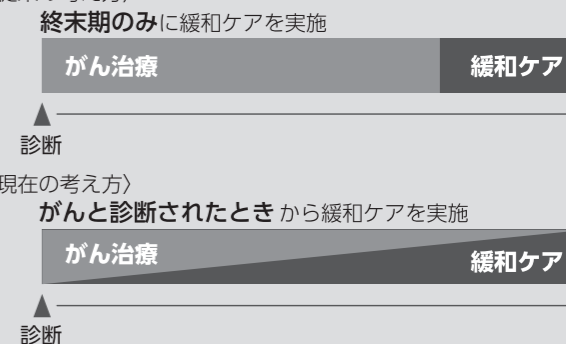
「化学療法(抗がん剤治療)」による治療は、厚生労働省が外来化学療法を推進していることもあり、患者の生活の質を維持する治療方法として、通院(外来)による治療が増えています。また近年では、患者の身体的・精神的痛みを取り除きながらガン进行治疗していく考え方が重視され、早い段階から医療用麻薬などを使用した「緩和ケア(緩和療養)」を取り入れる傾向が強くなっています。

■ 通院(外来)による化学療法の実施件数推移 (診療報酬における外来化学療法加算の算定回数)



*上記のデータは各年の6月に審査された1ヵ月分の件数です。
出典: 厚生労働省「社会医療診療行為別統計(2002年~2017年)」

■ がん治療と緩和ケアの実施イメージ (従来の考え方)



出典: 厚生労働省「がん対策推進基本計画(平成30年3月)」にもとづきアクサ生命が作成。

ケガ保険
病氣保険
賠償保険
携行品保険
ゴルフ保険
長期収入
サポート
社員グループ
医療保険
積立年金

ご契約のお取扱い **重要**

1 ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ご契約日：2022年5月1日
- 保障が始まる日(責任開始期)：第1回保険料を給与から控除した日(「保険料の払込」参照)
- このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を給与から控除した日(「保険料の払込」参照)より保険契約上の責任(保障)が開始されます。
※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただけます。

2 お申込み資格および取扱範囲について

- お申込み資格
ご契約者：富士フイルム株式会社および関連会社に在職する役員(執行役員・フェロー・顧問・参与を含む)・社員・嘱託員・傭人・シニアスタッフ
被保険者：ご契約者本人・配偶者および同居または生計を一にするご家族(子ども・父母)で、ご契約日における満年齢が0歳から70歳までの方
なお、保険契約者が本人であれば、配偶者・子ども・父母だけのご契約もできます。
※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。
- 取扱範囲
「入院給付金日額5,000円コース」「入院給付金日額10,000円コース」よりお選びください。
※契約年齢14歳以下の方は「入院給付金日額10,000円コース」のご契約はできません。
※「手術補完給付特約」は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

3 告知について

- ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」のいずれかが該当する方を必ず○で囲んでいただきます。

ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか
ウ. 申込日現在、妊娠していますか
＜ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ＞
エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
または、過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか
※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。
※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限りです。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

4 保険期間および保険料払込期間

- 主契約・手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)・退院後療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は終身です。
- ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。
※この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、この特約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
※更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してこの特約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてこの特約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

5 保険料の払込

- 保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。(第1回は2022年4月の給与引去り日より)

6 退職後のお取扱い

- 退職後も、所定の手続きにより個人扱(口座振替)で一生涯保障を継続することができます。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

7 給付金などの受取人

- 被保険者となります。

8 払いもどし金について

- このご契約を解約した場合、払いもどし金はありません。

9 税務のお取扱い(2021年10月現在)

- 給付金など
非課税です。(所得税基本通達9-21)
- 保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)

10 代理請求特約について

- ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

①死亡保険金の受取人
②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)
③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

アクサ生命のデジタル約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。

■ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサメディカルアシスタンスサービスのご案内

無料でご利用いただけます。 ※郵送検査キットによる血液検査サービスについては優待価格でのご提供となります。

医療保険 入院保障保険(プライム60)

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。
●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページでご確認いただくか、アクサ生命の担当者におたずねください。

被保険者さまがご利用いただけます。	被保険者さまとご家族がご利用いただけます。
●セカンドオピニオンサービス ●糖尿病サポートサービス	●オンライン健康相談(Doctors Me) ※ご契約者さまもご利用いただけます。 ●24時間電話健康相談サービス ※ご家族は被保険者さまと同居の場合にご利用いただけます。 ●介護・リハビリサポートサービス ※「あたまの健康チェック®」は被保険者さまと同居のご家族がご利用いただけます。
ご契約者さま、被保険者さまとご家族がご利用いただけます。 優待価格	
●郵送検査キットによる血液検査サービス	

※各サービスの最新の内容やサービス提供会社名は、アクサ生命ホームページにてご確認ください。カスタマーサービスセンター(TEL:03-6757-0310 受付時間:9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までお問い合わせください。
※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

ケガ保険
病気保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
長期収入
サポート
社員グループ
医療保険
積立年金

募集中止商品

2014年度より「入院保障保険(プライム60)」をご案内することとなったため、下記の商品は募集中止としております。

定額医療保険 (2007年度まで募集)

正式名称 初期入院給付特約・成人病入院倍額支払特約・高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約付医療給付金付個人定期保険

■保障内容 **重要** 主契約の入院給付金日額 5,000 円 (1 口) の場合

保障内容	名称	給付事由・限度	1 口
入院	初期入院給付金 (初期入院給付特約)	病気または不慮の事故で 2 日以上継続入院したとき。 (通算 10 回限度)	1 回につき 20,000円
	疾病・災害入院給付金 (初日より)(主契約)	病気により 8 日以上継続入院したとき。不慮の事故により 180 日以内に 5 日以上入院したとき。(1 回の入院 120 日限度 / 疾病入院・災害入院それぞれ通算 700 日限度)	1 日につき 5,000円
	成人病入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により 8 日以上継続入院したとき。 対象となる成人病：悪性新生物(がん)・糖尿病・高血圧性疾患・心疾患・脳血管疾患(1 入院 120 日限度 / 長期入院給付金と合算して通算 700 日限度)	1 日につき 5,000円
	長期入院給付金 (成人病入院倍額支払特約)	所定の成人病により 270 日以上継続入院したとき。 (成人病入院給付金と合算して通算 700 日限度)	1 回につき 50万円
手術	手術給付金(主契約)	病気や不慮の事故で所定の手術を受けたとき。対象となる手術 88 種類	1 回につき 25・15・7.5万円
死亡	死亡・高度障害保険金(主契約)	病気などにより死亡または所定の高度障害状態のとき。	50万円
高度障害	災害・災害高度障害保険金(主契約)	不慮の事故により 180 日以内に死亡または所定の高度障害状態のとき。	100万円
療養	高度先進医療給付金*1 (高度先進医療給付特約)	所定の先進医療*2 による療養を受けたとき。 主契約入院給付金日額×技術料に対応する所定の給付倍率(305~5倍)(通算700日限度)	技術料に応じて 1 回につき 152.5~2.5万円
難病	特定疾患給付金 (特定疾患給付特約)	所定の特定疾患により 8 日以上継続入院したとき (1 疾患につき 1 回限度)	1 疾患につき 15万円

(任意付加)「特約Ⅱ」は任意に付加できますので、各被保険者毎に選択してください。

特約Ⅱ	名称	給付事由・限度	1 口
通院	通院給付金 (通院給付特約)	主契約の入院給付金の支払われる入院をされて退院後 120 日以内に通院のとき。 (1 入院にかかわる通院について 30 日限度 / 通算 700 日限度)	通院 1 日につき 3,000円
長期入院	長期継続入院給付金 (長期継続入院給付特約)	主契約の入院給付金の支払対象となる入院が、1 回につき 121 日以上になったとき (1 回の入院について 240 日限度 / 通算 700 日限度)	121 日目から 1 日につき 5,000円
3大疾病	がん診断給付金 急性心筋梗塞診断給付金 脳卒中診断給付金 (3大疾病診断給付特約)	所定のがん、急性心筋梗塞または脳卒中と診断され、 それぞれ所定の状態になったとき (各診断給付金は 1 回限度)	各給付金 1 回につき 50万円

Self Guard (2010年度まで募集)

正式名称 生活習慣病長期継続入院給付特約(120日型)・手術給付特約・高度先進医療給付特約(03)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約・無事故割引特約付入院保障保険(終身型)(60日型)

■保障内容 **重要** 主契約の入院給付金日額 5,000 円の場合

基本プラン	名称	給付事由・限度	1 口
主契約	病気・ケガで入院されたとき		
	疾病・災害入院給付金 日帰り入院 (1 日目) から保障 1 回の入院につき 60 日限度 / 通算 1,095 日限度		1 日につき 5,000円
特別	無事故判定期間内に無事故とみなされたとき		
	無事故割引特別	主契約の保険料の 10%割引 (最大 5 回・50%割引)	
セット特約	所定の 7 つの生活習慣病で 61 日以上継続して入院されたとき	生活習慣病長期継続入院給付特約(120日型)	
	生活習慣病長期継続入院給付金 61 日以上継続した入院から保障 1 回の入院につき 120 日限度 / 通算 1,095 日限度		61 日目以降 1 日につき 5,000円
	病気・ケガにより所定の手術を受けられたとき	手術給付特約	
	手術給付金 手術の種類に応じて 手術給付金日額×40・20・10		1 回につき 20・10・5万円
80歳まで保障	所定の高度先進医療による療養を受けられたとき	高度先進医療給付特約(03)	
	高度先進医療給付金*1 所定の先進医療*2 による療養を受けられたとき 特約基本給付金額(主契約入院給付金日額と同額)×技術料に対応する所定の給付倍率(305~5倍) 通算700倍限度	技術料に応じて 1 回につき	152.5~2.5万円
	所定の特定疾患を発病されたとき	特定疾患給付特約(03)	
特定疾患給付金 所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき 1 疾患 1 回限度		1 疾患につき 15万円	

✦ 下記の特約をプラスすると保障がさらに充実します。

任意選択	名称	給付事由・限度	1 口
特約	所定の退院後、通院されたとき	通院給付特約(03)	
	通院給付金 主契約の入院給付金の支払われる入院が 2 日以上継続し、退院後 120 日以内に その治療を目的とした通院をされたとき 1 回の入院に関わる通院につき 30 日限度 / 通算 700 日限度		1 日につき 3,000円
80歳まで保障	所定の 3 大疾病と診断確定されたとき	3 大疾病診断給付特約(03)	
	がん診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金 所定のがん、急性心筋梗塞または、脳卒中と診断され所定の状態となられたとき 各診断給付金それぞれ 1 回限度	各診断給付金につき	50万円

* 1 高度先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率 (305 倍～5 倍) を主契約の入院給付金日額 (特約基本給付金額) に乗じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

* 2 約款に定める高度先進医療を意味します。

入院保障保険(終身型 09) (60日型) (2013年度まで募集)

正式名称 手術給付特約・先進医療給付特約(09)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特約付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

■保障内容 **重要** 主契約の入院給付金日額 5,000 円の場合

基本プラン	名称	給付事由・限度	1 口
主契約	病気(所定のガン以外)・ケガにより 1 日以上入院されたとき		1 日につき 5,000円
	重複してのお支払いはありません		
特別	所定のガンにより 1 日以上入院されたとき		1 日につき 5,000円
	無事故判定期間内に 無事故とみなされたとき	主契約の保険料の	10%割引
セット特約	病気・ケガにより所定の手術を受けられたとき 手術給付特約	手術の種類に応じて、1 回につき	20・10・5万円
	所定の先進医療による療養を受けられたとき 先進医療給付特約(09)	技術料に応じて 1 回につき	152.5 ~ 2.5万円
	所定の特定疾患を発病したと医師により 診断されたとき 特定疾患給付特約(03)	1 疾患につき	15万円

✦ 下記の特約Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをプラスすると保障がさらに充実します。

任意選択	名称	給付事由・限度	1 口
特約Ⅰ	所定の生活習慣病により 1 日以上入院されたとき 生活習慣病入院給付特約(09) (120日型・Ⅱ型)		1 日につき 5,000円
	生活習慣病入院給付金 1 回の入院につき 120 日限度 / 通算 1,095 日限度		
特約Ⅱ	主契約の入院給付金の支払われる入院をし、 その退院時に生存されているとき 退院後療養給付特約		1 回につき 25,000円
	退院後療養給付金 通算 10 回限度		
特約Ⅲ	所定のガン、急性心筋梗塞 または、脳卒中と診断され所定の 状態になられたとき 3 大疾病診断給付特約(03)	各診断給付金につき	50万円
	がん診断給付金 急性心筋梗塞診断給付金 脳卒中診断給付金 各診断給付金それぞれ 1 回限度		

* 3 先進医療給付金額は、「先進医療」にかかる技術料に応じた所定の給付倍率 (305 倍～5 倍) を特約基本給付金額に乗じた金額となります。「先進医療」にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からのお支払いはありません。

● 既にご契約されている方の継続加入は可能です。(引続き保険料給与控除による継続加入のお取扱いとなります。)

※追加契約、増額はできません。※解約、減額などをご希望の方は、別途お手続きが必要となります。
※保障内容(概要)につきましては、上記をご参照ください。

※このご案内は商品の概要を説明しています。
ご契約いただいている商品内容の詳細につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このパンフレットに記載の内容は 2021 年 10 月現在のものです。

[引受保険会社]	[取扱募集代理店・お問合せ先]
アクサ生命保険株式会社	富士フイルムビジネスエクスパート株式会社 保険サービスセンター
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777 (代表)	〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンプライトツイン TEL 03-6300-6745
www.axa.co.jp/	[お問合せ先] アクサ生命保険株式会社 制度推進部 【照会先】法人ビジネス業務部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7450 From No.0D2587(9.0) AXA-A1-2111-1109/9F7 2021.11.19



積立年金保険

(旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 一時払退職後終身保険Ⅰ 〈事務幹事〉日本生命

商品内容のご説明

※別冊 P49～52 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管ください。

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
本人	×	P41～42 P49～54

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～42 および P49～54 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。
在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

●財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。また、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険を選択いただくこともできます。ただし、契約日が2016年7月2日以降となるご契約から販売を休止しています。
- ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

加入(増額)日：2022年5月1日 (ただし、半年払(賞与払)の保険料部分の加入(増額)日は2022年7月1日です。)

保険料	1口あたりの保険料	最低	最高
月払(給与払)	1,000円	5口= 5,000円	999口= 999,000円
半年払(賞与払)	10,000円	1口= 10,000円	999口=9,990,000円
退職時一時払	10,000円	10口=100,000円	999口=9,990,000円 <small>かつ、確定年金選択時は保険料払込期間満了時積立金相当額まで</small>

- 保険料はご加入者（被保険者）負担です。 ●月払(給与払)保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は4月給与から)
- 半年払(賞与払)保険料は年2回の賞与から控除します。(第1回目は夏の賞与から)
- 退職時一時払保険料は団体指定の口座に振込みいただけます。 ●半年払(賞与払)・退職時一時払を活用される場合でも、月払(給与払)のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日：(社員・嘱託)満60歳に達した日とします。(役員・再雇用嘱託・シニアスタッフ)満70歳に達した日とします。(ただし、再雇用嘱託・シニアスタッフが満70歳に達する前に契約満了を迎えられた場合は、契約満了日、役員が満70歳に達する前に退任された場合は、退任時までとします。)
- 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方に限ります。

●保険料の減額

- 別表1の事由に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。ただし、月払(給与払)5口・半年払(賞与払)1口を最低残すものとします。

別表1	①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者(被保険者)が保険料の拠出に支障のある場合
-----	--

●保険料の払込中断

- 上記別表1の事由に該当し、やむを得ない場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。(ただし、月払(給与払)保険料のお払込みのみを中断することはできません。なお、月払(給与払)・半年払(賞与払)両方の保険料のお払込みを中断する場合は3年を限度とします。また、半年払(賞与払)保険料のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。)なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。また、半年払(賞与払)保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払(賞与払)保険料部分の死亡加算はありません。

●保険料積立金の一部受取り(減口)

- 別表2の事由に該当し、やむを得ない場合に限り、保険料積立金の一部を受取る(減口)ができます。なお、保険料積立金の一部受取りは最低30万円以上、1万円単位でお取扱いします。保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

別表2	①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済
-----	---

●年金の繰延

- ご希望により1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。

■給付額試算表

保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。月払(給与払)10口10,000円、半年払(賞与払)1口10,000円加入の場合(保険料払込期間満了年齢：60歳)

積立期間(年)	払込保険料累計額(万円)	積立金額(脱退一時金額)(約)(円)	10年確定年金基本年金月額(男女共通)(約)(円)	15年保証期間付終身年金基本年金月額(男性)(約)(円)	15年保証期間付終身年金基本年金月額(女性)(約)(円)
1	14	138,400	(1,200)	(500)	(400)
2	28	278,500	(2,400)	(1,100)	(1,000)
3	42	420,100	(3,600)	(1,700)	(1,500)
4	56	563,300	(4,900)	(2,200)	(2,000)
5	70	707,900	(6,200)	(2,800)	(2,500)
6	84	854,100	(7,400)	(3,400)	(3,000)
7	98	1,001,900	(8,700)	(4,000)	(3,500)
8	112	1,151,300	10,000	(4,600)	(4,100)
9	126	1,302,300	11,400	(5,200)	(4,600)
10	140	1,455,000	12,700	(5,900)	(5,200)
11	154	1,609,400	14,100	(6,500)	(5,700)
12	168	1,765,500	15,400	(7,100)	(6,300)
13	182	1,923,300	16,800	(7,800)	(6,900)
14	196	2,082,800	18,200	(8,400)	(7,400)
15	210	2,244,100	19,600	(9,100)	(8,000)
16	224	2,407,200	21,100	(9,700)	(8,600)
17	238	2,572,000	22,500	10,400	(9,200)
18	252	2,738,800	24,000	11,100	(9,800)
19	266	2,907,400	25,400	11,800	10,400
20	280	3,077,800	26,900	12,500	11,000
21	294	3,250,100	28,500	13,200	11,600
22	308	3,424,400	30,000	13,900	12,200
23	322	3,600,500	31,500	14,600	12,900
24	336	3,778,700	33,100	15,300	13,500
25	350	3,958,800	34,700	16,000	14,200
26	364	4,141,000	36,300	16,800	14,800
27	378	4,325,100	37,900	17,500	15,500
28	392	4,511,300	39,500	18,300	16,200
29	406	4,699,600	41,200	19,000	16,800
30	420	4,890,000	42,800	19,800	17,500
35	490	5,874,800	51,500	23,800	21,000
40	560	6,916,700	60,600	28,000	24,800

※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払(給与払)12,226口、半年払(賞与払)3,838口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(2021年8月18日現在)および引受割合(2021年8月18日現在)に基づき計算しております。
 - この保険契約における2021年2月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
- 年度(2022年2月1日～2023年1月31日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回る場合があります。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、2月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中(5月1日)加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。

ケ
力
保
険

病
気
保
険

携
行
品
保
険

保
険

サ
ポ
ー
ト
シ
ス
テ
ム

保
険

医
療
保
険

積
立
年
金
保
険



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 一時払退職後終身保険Ⅱ <事務幹事>日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～42 および P49～54 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険料払込期間中の給付内容

ご加入者（被保険者）が脱退されたとき

脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。

ご加入者（被保険者）が死亡されたとき

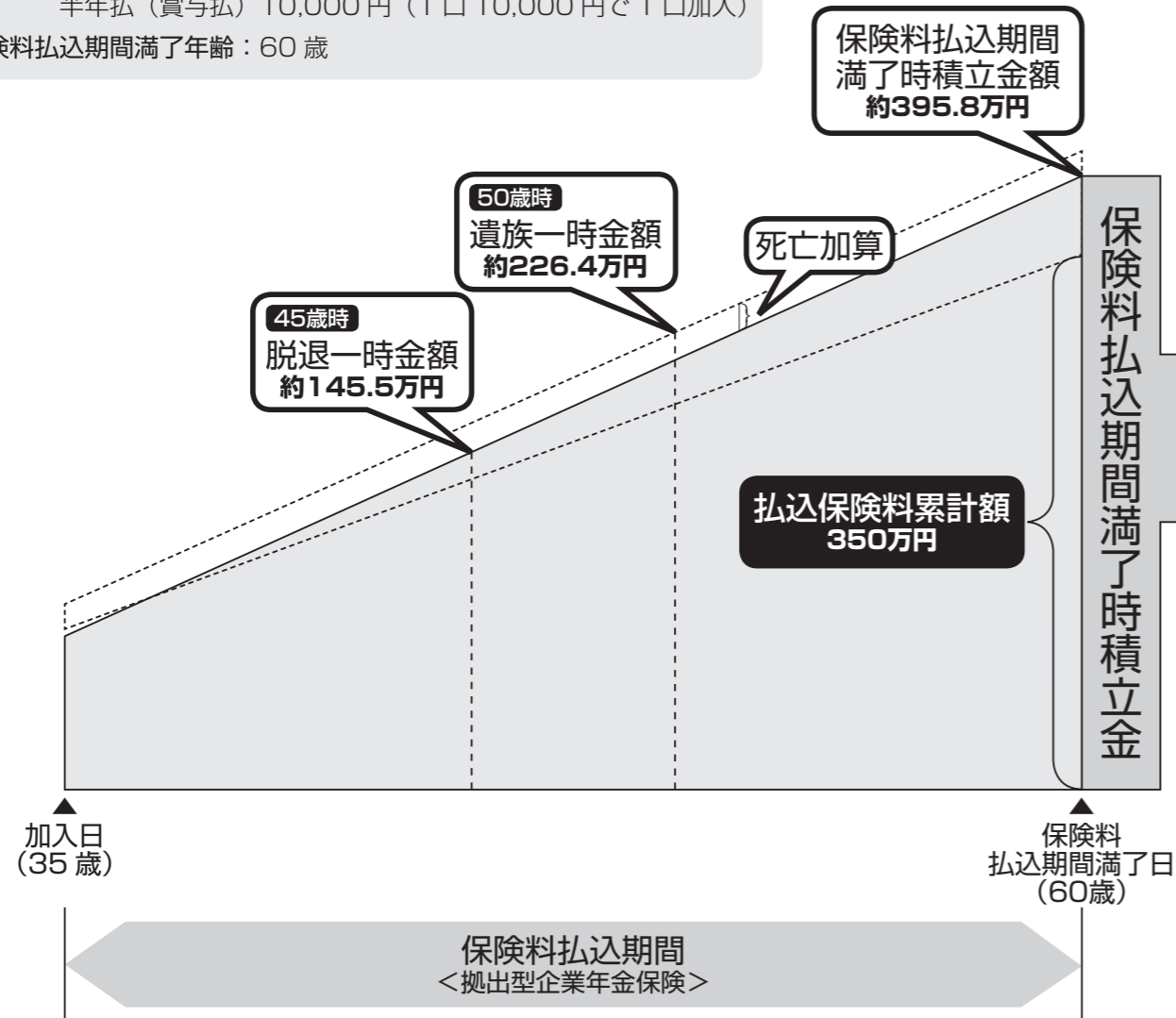
死亡時点の積立金額に月払（給与払）保険料の1倍、半年払（賞与払）保険料の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

新規加入や増額される場合、月払（給与払）保険料部分の死亡加算は5月1日から、半年払（賞与払）保険料部分の死亡加算は7月1日から適用されます。

【しくみ図】

ご加入例

- ご加入年齢：35歳（男性）
- 保険料：月払（給与払）10,000円（1口1,000円で10口加入）
半年払（賞与払）10,000円（1口10,000円で1口加入）
- 保険料払込期間満了年齢：60歳



※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

保険料払込期間満了後の給付内容

I. 年金コース

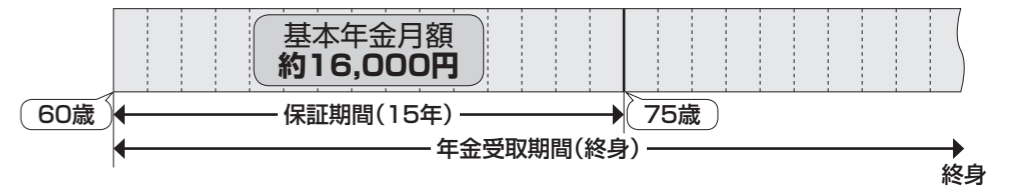
1 10年確定年金 <拠出型企業年金保険>

- 10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。



2 15年保証期間付終身年金 <拠出型企業年金保険>

- 15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。保証期間経過後はご加入者（被保険者）が生存されている限り年金をお支払いします。



II. 一時金コース

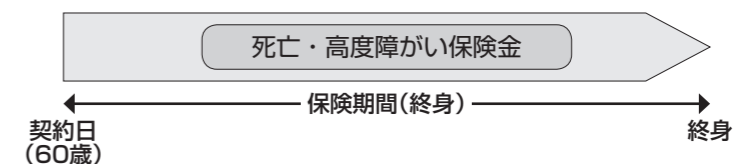
- 上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

一時金額 約395.8万円

III. 終身保障コース(注) <一時払退職後終身保険> (個人保険)

❗ 契約日が2016年7月2日以降となるご契約から販売を休止しています。

- 終身にわたって死亡・所定の高度障がいにより備えながら資産形成ができます。



(注)終身保障コースは、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。その他詳細については、42ページをご参照ください。

ケガ保険
病欠保険
携行品保険
賠償保険
ゴルフ向け保険
サポート年金
長期収入
社員グループ保険
医療保険
積立年金



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 一時払退職後終身保険Ⅲ 〈事務幹事〉日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P41～42 および P49～54 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■ 給付内容

< 保険料払込期間満了後の給付内容 >

I. 年金コース (拠出型企業年金保険)

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。
※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

10年確定年金、15年保証期間付終身年金

<< 10年確定年金 >>

- **年金受取期間中**
10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

<< 15年保証期間付終身年金 >>

- **保証期間中**
15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
- **保証期間経過後**
ご加入者（被保険者）が生存されている限り年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）
- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 加入期間が2年以上かつ満50歳以上満70歳未満で退職した場合も、年金で受取ることができます。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。また、次の個人保険を選択いただくこともできます。※ただし、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。
一時払退職後終身保険

II. 一時金コース

- 保険料払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いします。

< 保険料払込期間満了後のお取扱い >

Ⅲ. 終身保障コース (一時払退職後終身保険)

※日本生命保険相互会社の個人保険です。

❗ 契約日が2016年7月2日以降となるご契約から販売を休止しています。

- 一時払退職後終身保険は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、日本生命保険相互会社を引受保険会社とする個人保険です。したがって、ご契約後のお手続等は、富士フイルムホールディングス株式会社を経由せず日本生命保険相互会社が直接取扱います。
- ご契約時に一時払保険料として保険料を一括して払込み（充当）いただくことにより、終身にわたって、死亡・所定の高度障がいにより備えながら資産形成ができます。
- ご契約にあたっては、拠出型企業年金保険に退職日直前まで2年以上継続して加入いただく必要があります。また、健康状態等について告知または診査が必要です。
- 拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。

【お支払事由の概要】

お支払事由の概要	契約時設定可能な保険金額
死亡保険金 死亡されたとき 高度障がい保険金 責任開始時以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障がい状態になられたとき	死亡・高度障がい保険金額は、最高3,000万円、最低50万円とします。

- 高度障がい保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、死亡保険金は重複して支払われません。

- 当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」に記載されております。
- 一時払退職後終身保険のお申込みにあたっては「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款」「契約概要」を必ずご確認ください。

■ 「障がい」の表記
 当パンフレット（積立年金保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

ケガ保険
 病気保険
 携行品保険
 賠償保険
 ゴルフ向け保険
 サポートプラン
 長期収入
 社員グループ保険
 医療保険
 積立年金保険

◎引受保険会社一覧

(2022年1月1日現在。引受保険会社は会社の指定により変わることがあります。)

【損害保険】

- ケガ保険 ●病気保険 ●賠償保険 ●携行品保険 ●golファー向け保険
- 長期収入サポートプラン

三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第四部 第四課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL 03-3259-3155

- 自動車保険

東京海上日動火災保険株式会社
化学産業営業部 営業第二室
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
TEL 03-3285-0216
作成年月：2021年11月 募集文書番号：21-TC06686

【生命保険】

- 医療保険 ●がん保険

〔引受保険会社〕 アフラック
富士フィルム・富士フィルム関連会社担当：東京第二法人営業部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービル
TEL 03-6374-1422

AF006-2021-0830 11月26日(221126)

- 医療保険 (入院保障保険(プライム60))

〔引受保険会社〕 アクサ生命保険株式会社
制度推進部【照会先】法人ビジネス業務部
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7450

- 社員グループ保険

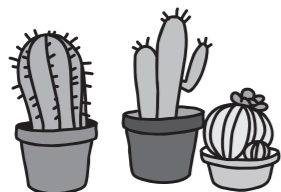
〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社 (事務幹事) 法人サービスセンター
TEL 0120-563-925

※お問合せの際には、記号証券番号(930-2357)をお知らせください。
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)

- 積立年金保険

〔引受保険会社〕 日本生命保険相互会社 (事務幹事) 法人サービスセンター
TEL 0120-563-924

※お問合せの際には、記号証券番号(970-91543)をお知らせください。
受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)



保険種類		万一の事故時のご連絡先
団体損害保険(三井住友海上火災)	ケガ保険	<p>三井住友海上火災 事故受付センター</p> <p>0120-258-189 (24時間 365日受付サービス)</p>
	病気保険	
	賠償保険	
	携行品保険	
	ゴルファー向け保険	
	長期収入サポートプラン	
社員グループ保険 (日本生命)	<p>富士フィルムビジネスエキスパート保険サービスセンター</p> <p>0120-553-053 内線8-511-323</p> <p>(土日・祝日を除く 平日 10:00 ~ 15:00)</p>	
積立年金保険 (日本生命)		
入院保障保険(プライム60) (アクサ生命)		

お問い合わせ先・募集代理店・扱い者

富士フィルムビジネスエキスパート株式会社 (FFBX) 保険サービスセンター ライフサポートグループ

〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツイン
(受付時間 土日・祝日を除く 平日 10:00~15:00)

Eメール **bxhoken@fujifilm.com**

TEL **03-6300-6745** FAX **03-5485-7586**

内線 **8-511-323** フリーダイヤル **0120-553-053**

※音声ガイダンスから6(団体保険募集)をお選びください。(ガイダンスの途中でもお進みいただけます。)

ホームページ <https://www.fujifilm.com/ffbx/ja>

イントラネット INSITE(インサイト) → 福利厚生 → 富士フィルムグループ 団体保険